

請願・陳情（要望）

町政などについて実現してほしいことなどを議会に要望する制度として、請願・陳情（要望）があります。

請願の場合には議員の紹介が必要で、原則として常任委員会で審査をした後、本会議で採決して議会としての結論を出します。

◎請願書 ⇒ 町議会議員の紹介のある意見や要望

内容により、議会運営委員会で付託する常任委員会を決定し、付託された常任委員会で審査した後、最終的に本会議で採決し、議会としての結論を出します。議長はその結論を提出者に通知します。また、必要に応じて国や県の関係機関に意見書を提出します。

◎陳情書（要望書）⇒ 町議会議員の紹介のない意見や要望

議長が審議する必要があると認めた場合、議会運営委員会で議会に上程するか審議して、上程すると決定されたら上記の請願と同様の取り扱いをします。請願書のように紹介する議員は必要ありません。

◆請願・陳情（要望）の提出時期

随時受け付けしていますが、定期的に行う会議（3月3日、6月3日、9月3日、12月3日が会議初日）の前に行われる議会運営委員会の2日前の午後5時までに受理されたものが、審査の対象となります。議会運営委員会の開催日時は、議会事務局にお問い合わせください。

◆請願・陳情（要望）の提出方法

- ①邦文を用いて件名、趣旨、項目を明記し、議長あてに提出します。
- ②用紙はA4版で縦長にしてください。
- ③提出年月日、住所、氏名（法人の場合には、その名称と代表者の氏名）を記載し、必ず押印してください。
- ④請願者、陳情（要望）者が複数で署名簿を添付する場合は、代表者を決めてください。
- ⑤請願には、必ず紹介議員（1人以上）の記名、押印が必要です。（陳情書、要望書には紹介議員は不要です。）

◎書式は、ページ内の記載例をご活用ください。

◆公開での審議

本会議での審議や委員会での審査については原則として公開で行いますので、請願書、陳情（要望）書の記載事項（請願者、陳情（要望）者の住所・氏名・印を含む）は、その過程で公になるほか、会議録等で公表されます。

◆情報公開の対象

受理された請願書、陳情（要望）書の記載事項（請願者、陳情（要望）者の住所・氏名・印を含む）は、議会の審議のために用いるとともに、会議録やホームページ等に掲載されるほか、議会の公文書として情報公開の対象となります。また、請願者、陳情（要望）者の内容や審議の問い合わせなどに使用することがあります。

※ご不明な点は、議会事務局までお電話でお問い合わせください。

《 鏡野町議会 議会事務局 TEL0868-54-2926（直通） 》

